

# 保育園(所)・認定こども園・認可外保育施設・学童保育クラブの災害時における臨時休園(所・館)等ガイドライン

令和4年7月7日策定  
小山市保健福祉部 こども課

## 1. 目的

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生(以下、「災害時」という。)により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育園(所)・認定こども園・認可外保育施設・学童保育クラブ(以下、「保育施設等」という。))における臨時休園(所・館)等の対応についてガイドラインを策定する。

## 2. 臨時休園(所・館)の基本的な対応方針

災害時における臨時休園(所・館)の基準及び対応について、厚労省が示した「保育所における災害発生時等における臨時休園の対応等に関する調査研究(周知)」に基づき、次のとおり定める。また、保育施設等及び保護者は、市ホームページ内の小山市防災ポータル・テレビ小山・おーラジ・安全安心メール・L アラート・防災無線等において、保育施設等が位置する地域の避難情報を確認し、臨時休園(所・館)や登園(所・館)自粛の判断が速やかに行えるよう基準を共有しておくものとする。

## 3. 災害ごとの臨時休園(所・館)の基準及び対応

### (1)風水害等の場合

以下のとおり、警戒レベル3以上で臨時休園(所・館)とする。

ただし、学童保育クラブにおいて、小学校又は義務教育学校前期課程の開校時間中の場合には、学校の決定に準ずる。

警戒レベル ※末尾の参考資料1による	開園(所・館)前	開園(所・館)中 ※原則洪水時の避難確保計画による
警戒レベル5 緊急安全確保	臨時休園(所・館)	開園(所・館)中の場合、命を守る行動をとり、2階以上の部屋がある場合垂直避難する。 (避難が完了している状態)
警戒レベル4 避難指示		児童降園(所・館)後に臨時休園(所・館) ・あらかじめ保護者に周知している避難所へ児童を避難させ、同時に保護者へ周知する。 ・保育施設内の方が安全と判断した場合は、児童を適切な場所に避難させ、同時に保護者へ周知する。
警戒レベル3 高齢者等避難		児童降園(所・館)後に臨時休園(所・館) ・安全を確認し保護者にお迎えを依頼する。 ・あらかじめ保護者に周知している避難所へ児童を避難させ、同時に保護者へ周知する。 ・保育施設内の方が安全と判断した場合は、児童を適切な場所に避難させ、同時に保護者へ周知する。

※上記基準によらず、総合的な判断により臨時休園(所・館)を決定することがある。(この場合、保育施設等は、保護者に一斉送信メール等で連絡する。)

※洪水ハザードマップ上浸水予想地域に位置する保育施設等は、平時より臨時休園(所・館)や保育自粛について、保護者と合意形成を図るとともに、台風発生時からのタイムラインを作成し、風水害に備える。

## (2)地震の場合

以下のとおり震度5強以上で臨時休園(所・館)とする。

ただし、学童保育クラブにおいて、小学校又は義務教育学校前期課程の開校時間中の場合には、学校の決定に準ずる。

震度	開園(所・館)前	開園(所・館)中
震度5強以上	臨時休園(所・館)	児童降園(所・館)後に 臨時休園(所・館) ・安全を確認し保護者にお迎えを依頼する。 ・あらかじめ保護者に周知している避難所へ児童を避難させ、同時に保護者へ周知する。 ・保育施設内の方が安全と判断した場合は、児童を適切な場所に避難させ、同時に保護者へ周知する。

※上記基準によらず、総合的な判断により臨時休園(所・館)を決定することがある。(この場合、保育施設等は、保護者に一斉送信メール等で連絡する。)

## 4. 保育園(所)の代替保育について

市は、災害時に社会的要請が強く勤務を要する防災や医療関係等の職種に従事する保護者の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努める。

## 5. 保育施設等の再開の基準及び対応

避難情報の解除後、または災害発生後に、以下の事項等を確認しながら安全等に配慮し、保育施設等を再開する。

### (1)確認事項

- ①施設の安全確保
- ②施設周辺の安全確保
- ③ライフラインの状況(電気・水道・ガス・交通等)
- ④職員体制の確保
- ⑤給食の提供や一時的な弁当持参依頼等の検討(提供施設のみ)

## (2)再開連絡の流れ

- ①保育施設等は、上記確認事項を確認し、安全に再開できる状況を確認した上で、再開し、市に報告する。
- ②保育施設等は、保護者へ再開を一斉送信メール等で連絡する。

## 6. 保護者への事前周知

本ガイドラインによる臨時休園(所・館)及び再開の基準・対応については、市ホームページに公表するとともに、保育施設等において保護者に周知し、理解を得るものとする。

## 7. その他の計画等との関連

保育施設等は、本ガイドラインや各種ハザードマップ等を参考としながら、詳細な非常災害対策計画、マニュアル等を適切に整備し、職員間で共有するとともに避難訓練を実施する。また、連絡体制や児童の引き渡し方法を確認するなど災害時の対応について保護者と共有するものとする。

(参考1) 水害・土砂災害時の警戒レベルと市民がとるべき行動の関係

警戒レベル	行動を市民に促す情報	市民がとるべき行動	発令
警戒レベル5	緊急安全確保 (災害の発生・切迫を把握した場合に、可能な範囲で発令される情報)	既に災害が発生または切迫しており、命を守るため、直ちに安全確保  ※警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけない!	小山市が発令
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難開始  ※安全な場所にいる人は、立退き避難の必要はありません!	
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等(避難に時間を要する人)は避難開始 その他の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難	
警戒レベル2	大雨・洪水注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認 ・避難情報の把握手段の再確認、注意	気象庁が発表
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意等	

(参考2) 風水害時の各施設のタイムライン

時間	状況	保育施設等の対応
3日前	台風発生	・気象情報確認(台風進路等) ・今後の対応検討
2日前	台風接近	・防災ポータルサイト等確認(随時) ・保護者への保育自粛確認等
1日前	風や雨が徐々に強くなる	・各学校への臨時休校等確認 ・臨時休園(所・館)の検討等
半日前	強風・豪雨、川水位上昇 (警戒レベル2から3)	・開館している場合は、避難経路確認、臨時休園(所・館)の決定や保護者への緊急連絡
災害発生	川が氾濫(警戒レベル5)	・避難が完了している状態